

金井・藤の台フットボールクラブ(KFC)規約

第一条(名称)

1. 本会は、金井・藤の台フットボールクラブ(略称:KFC)とする。

第二条(目的)

2. 本会の目的は、地域のスポーツ少年(少女を含む、以下同じ)活動として、サッカー競技を通して、少年期の心身の健全なる育成を図ることとする。

第三条(所在)

1. 本会の事務所は、代表宅に置く。

第四条(部員)

1. 部員は、保護者の責任において申込書を提出した幼児・小学生で、連絡会の承認を得たものとする。

第五条(活動)

1. 少年サッカー競技のレベル向上のために、定期練習を実施する。
2. 町田サッカー協会、東京都サッカー協会などの登録チームとして、公式試合や対外親善試合に参加すると共に、必要な試合を実施する。
3. 合宿、遠征などの活動を実施する。
4. 少年サッカー活動の普及や振興に必要と思われる地域の行事や奉仕活動に参加する。

第六条(組織)

1. 本会は、部員、父母会、指導者(コーチ)、および役員・顧問で組織する。
また、総会の承認を得てOB会その他の組織を設けることができる。

第七条(役員)

1. 本会には以下の役員を置く。
代表者; 1名 監督; 1名 理事; 1名
総務; 1名 会計; 2名

第八条(役員の職務、任期)

1. 役員の職務は以下の通りとする。
 - (1) 代表は本会に責任者とする。
 - (2) 監督は部員のサッカー競技の指導の責任者とする。
 - (3) 理事は本会の代表として、町田市サッカー協会の運営に協力する。
 - (4) 総務は代表を補佐し、本会の運営にあたる。代表に事故ある場合、任務にあたる。
 - (5) 会計は本会の会計業務を担当する。
2. 役員の任期は1年とし、定期総会で選任されるものとする。正し、再任を妨げない。

第九条(総会)

1. 総会は本会の運営の最高決定機関として、定期総会と臨時総会からなるものとする。
 - (1) 定期総会は、毎年一回、原則として3月に開催する。
 - (2) 臨時総会は、次の場合に開催することができる。
 - ① 父母会の過半数に要請があったとき。
 - ② 連絡会又は代表が必要と認めたとき。

第十条(総会の承認事項)

1. 次の事項は総会の承認を必要とする。
 - (1) 年間事情の報告と承認。 決算報告の承認
 - (2) 次年度の連絡会構成員の選出と承認および解任。
 - (3) 次年度の年間計画と予算案の審議および承認。その他、必要事項の審議。

第十一条（総会の成立、決議、議長）

1. 総会は連絡会のメンバー、父母会の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
2. 総会の決議は総会出席者の過半数で決定し、賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。
3. 総会での議長は、総会出席者の内から、参加者の過半数の賛成により選出する。

第十二条（連絡会）

1. 連絡会は、総会に次ぐ決定機関とし、本会の執行機関とする。
 - (1) 連絡会は役員、学年役員、学年代表、指導者からなる。構成員の任期は1年で、定定期総会で選出されるものとする。
構成員の変更は、総会での決議案件とするが、役員（代表、監督、理事、総務、会計）以外は、役員会の承認を得ることで替えることができる。
 - (2) 連絡会は原則として月に一度開催する。また、必要に応じて代表は本会を招集することができる。
 - (3) 議長は原則として代表が指名することができる。
 - (4) 連絡会は、メンバーの過半数の出席者で成立し、出席者の過半数で決議する。
賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。
 - (5) 運営会において決定した詳細は、父母、部員に連絡する。

第十三条（運営費、会計年度）

1. 運営費は部費その他の寄付金によるものとする。部費は定額の事前徴収とし、原則として返還しないものとする。また、部費の改定に関しては連絡会で審議し、総会での決議を経て承認されるものとする。
2. 運営費の支出は、連絡会で審議し、承認を受けるものとする。
3. 本会の会計年度は、毎年2月1日より翌年1月31日までとする。

第十四条（指導者、顧問）

1. 指導者の任期は1年とし、定期総会で選出されるものとする。また年度の途中の任命に関しては、連絡会で承認を要し、任期は年度末とする。指導者は、相互に協力し、部員の育成に貢献するものとする。
2. 地域との連携をはかるために顧問を任命できる。任期は1年で、定期総会で任命されるものとする。

第十五条（事故、責任賠償）

1. 部員の活動中および送迎時（自動車その他の交通機関を含む）の事故・怪我などについては、本会および引率者が応急手当てを行うが、その後の処理は保護者の責任において行う。
2. 事故・怪我などの補償は、スポーツ保険その他加入保険の範囲とし、その他の賠償責任や補償に関してKFC役員・指導者および引率者等は一切その責を負わないものとする。
3. 部員および指導者等は、スポーツ安全保険その他必要な保険に加入するものとし、その費用を運営費などより支出する。

第十六条（細則の決定）

1. 本会は必要な細則を連絡会で設けることができる。

第十七条（適用期日）

1. 本会則は、1996年3月23日より実施する。
2. 本会則は、1999年3月20日、2011年3月20日に一部改定・適用する。

以上